

自動体外式除細動器（AED）仕様書

1 件 名 自動体外式除細動器（AED）

2 数量 7 台

3 納入場所

①三重県桑名郡木曽岬町大字田代 160	木曽岬小学校	1 台
②三重県桑名郡木曽岬町大字中和泉 361	木曽岬中学校	1 台
③三重県桑名郡木曽岬町大字加路戸 846-2	北部公民館	1 台
④三重県桑名郡木曽岬町大字田代 168	木曽岬町体育館	1 台
⑤三重県桑名郡木曽岬町大字和泉 431-1	木曽岬こども園	1 台
⑥三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地 251	保健センター	1 台
⑦三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地 250	福祉・教育センター	1 台

4 基準品 日本光電工業（株） AED-3250

5 納入期限 令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）

ただし、①および②については令和 7 年 8 月 2 9 日（金）とする。

6 仕様

- ① 納品される商品は全て新品であること。
- ② 機器本体及び使用するパッドは医療用具（除細動器）として薬事法上の承認を得ていること。
- ③ 「日本版救急蘇生ガイドライン 2020」に従った操作ガイダンス(日本語)があること。
- ④ 本体の防塵・防水性を示す IP 規格は IP66 以上であること。
- ⑤ 心肺蘇生法の手順について、リズム音等で胸骨圧迫実施のサポート機能を有すること。かつ、サポート機能は電源投入により自動で発音できること。
- ⑥ 毎日のセルフテストにて除細動電極パッド、内部電子回路、ソフトウェア、バッテリーが正常かどうかのテストを実施し、異常があれば通信エリア内において遠隔監視システムを通じてメールを自動配信する機能を有し、インジケータ表示で使用可不可が確認でき、アラームを出す機能があること。
- ⑦ 電源を入り切りすることなく、未就学児と小学生～成人のエネルギー変更が切替レバーによりできること。
- ⑧ エスカレーション方式であり、かつ、電気ショックが必要であると判断した後であっても、傷病者の心電図波形に変化があった場合には安全機能として、電気ショックを自動的にキャンセルする機能があること。
- ⑨ ショック方式は「オートショック」タイプであること。
- ⑩ AED 使用時の心電図波形及び情報を本体内部に記憶し、データ再生が可能であること。

- ⑪ 本体の耐用年数及び保証期間は8年以上とする。
- ⑫ 患者が埋込み式のペースメーカーを使用していた場合、ペーシングパルスを解析から除去できること。

(1) 付属品

本体1台につき付属する装置等は次のとおりとする。

ア AED 本体	1 台
イ バッテリ	1 個
ウ 成人・小児共通用電極パッド	2 組 (本体用・予備用)
エ キャリングバック	1 個
オ AED 案内標識	1 枚
カ AED 救急キット	1 式
(はさみ、かみそり等、使い捨ての不織布、手袋、マウスピースを含んでいること)	
キ 取扱説明書	1 部

7 保証期間中の保守

- ① セルフテストにおいて異常等が発生した場合は、受注者の負担で対応を行うこと。(管理者側に瑕疵がない場合に限る)
- ② 機器の故障等により、AED が使用できなくなった場合、修理に必要な期間中は代替機の貸出を行い、現品の修理対応を行うこと。
- ③ 受注者は、AED 内のデータ解析等の依頼があった場合には、速やかに現地に出向くなどの対応を代行すること。その際には、個人情報を守り、施設、病院、消防等の依頼に対応すること。なお、データ提供が必要な場合、その費用については別途支出することとする。
- ④ 当該機器に関する製造事業者から発信される情報を発注者に報告し、また依頼事項の場合は誠意をもって代行すること。
- ⑤ 遠隔監視システムは8年間使用可能なこと。

8 その他

- ① 納入については、事前に発注者と打合せを行い、本体及び付属品等の取扱い説明を十分に行うこと。
- ② 同等品の場合は、その仕様が確認できる資料(カタログ等)を提出し、発注者の承認を得ること。(同等品の適否は発注者が判断する。)
- ③ 納入の際には、必要な機器の初期設定などの調整を行うこと。
- ④ 納入場所(①・②を除く)においては、既存品の廃棄を行うこと。